

2021 年度第 1 回 HORSMART オンラインオークション

『HORSMART Online Auction JULY 2021』

業務規程

本業務規程は、株式会社 EQUINVEST が運営する HORSMART オンラインオークションにおける利用者の遵守事項および本オークションのルールを定めるものとする。オークションの利用者は本業務規程および HORSMART 利用規約の内容を遵守するものとし、オークションは本業務規程に従って実施されるものとする。

第1章 総則

第1条 (定義)

本業務規程における用語は以下の定義による。

- (1) HORSMART：株式会社 EQUINVEST が運営する、馬に関するインターネットオークション、インターネット通信販売その他のサービスを提供するウェブサイト
- (2) 本イベント：HORSMART において行われる馬を対象とする競売イベントであり、第2条（開催要領）に定める内容により開催されるオークションイベント
- (3) 本オークション：本イベントにおいて実施される個別の出品馬に関する競売および関連手続
- (4) 出品馬：本業務規程に定める方法により本オークションに出品された馬であって本オークションの対象となる馬
- (5) 出品：本業務規程に定める方法により本オークションにおいて馬を競売により販売する目的で登録する行為および落札者に対して出品馬を販売する意思を表示する行為
- (6) 出品者：本オークションに出品馬を出品した者であって出品馬の売主となる者
- (7) 入札：本業務規程に定める方法により、出品馬の落札を条件として購入の意思を表示する行為
- (8) 入札者：本オークションにおいて出品馬について入札を行った者
- (9) 落札：入札者が本オークションにおいて本業務規程に定める出品馬の購入条件を満たした状態
- (10) 落札者：本オークションにおいて出品馬を落札した者であって出品馬の買主となる者
- (11) 利用者：出品者、入札者および落札者ならびにその他の態様により本オークションに関与する主催者以外の者。
- (12) 主催者：本イベントを主催する者。
- (13) 実施期間：本イベントの実施期間であり、出品馬公開期間、現地確認期間および

入札期間を包含する期間。

(14) 出品馬公開期間：本イベントにおいて、本オークションおよび出品馬に関する情報を HORSMART において公開する期間。

(15) 現地確認期間：本イベントにおいて、入札者または入札しようとする者が、出品馬を飼養管理されている現地で確認することができる期間

(16) 入札期間：本オークションにおいて、出品馬の入札が可能となる期間。

第2条（開催要領）

- 1 本イベントおよび本オークションは以下に定める開催要領にしたがって開催されるものとする。

本イベントの名称	HORSMART Online Auction JULY 2021
主催者	株式会社 EQUINVEST
実施期間	2021年5月22日～2021年7月6日 ただし、入札期間の延長があった場合、実施期間も自動的に延長される。
出品馬登録期間	2021年5月22日午前9時～2021年6月21日午後6時
出品馬公開期間	2021年6月23日午前9時～入札期間終了まで
現地確認期間	2021年6月26日～2021年7月4日
入札者登録期間	2021年4月1日午前9時～2021年7月5日午後6時 ただし、会員登録と本人確認の完了をもって、入札者登録の完了とする。
入札期間 (入札日)	2021年7月6日午前9時～午後9時 ただし、終了時間5分前に入札があった場合、当該入札から5分間入札期間を延長する。
出品馬の制限	制限なし
落札条件	第22条（落札条件）に定める。なお、出品者は以下の落札条件を定めることができる。 ① 入札開始価格 ② 販売希望価格 落札がない場合、主取りとし、出品者が出品馬を引き取るものとする。
入札単位	入札単位は1万円とする。
出品料	出品馬1頭につき5万円（税抜）とする。 ただし、主催者が別途定める条件を満たした場合、無償とする。
出品代行手数料	出品馬1頭につき以下のとおりとする。 ① 出品手続の代行のみ（オフサイトの情報入力作業のみ）

	<p>2万円（税抜）</p> <p>② 出品手続の代行、出品馬の確認および写真撮影等のオンライン作業ならびに出品馬に関する情報の整理および作成</p> <p>5万円（税抜） + 実費</p>
販売手数料	<p>出品馬1頭につき以下の計算式による金額（税抜）とする。</p> <p>落札価格（税抜）が200万円未満の場合 $(\text{出品馬の落札金額}) \times 10\%$</p> <p>落札価格（税抜）が200万円以上かつ400万円未満の場合 $(\text{出品馬の落札金額}) \times 8\% + 4\text{万円}$</p> <p>落札価格（税抜）が400万円以上の場合 $(\text{出品馬の落札金額}) \times 6\% + 12\text{万円}$</p> <p>ただし、主取りとなった場合は無償とする。</p>

- 2 主催者は、HORSMART において事前に告知することにより、前項に定める開催要領について変更することができる。

第3条（HORSMART 利用規約の準用）

本業務規程に定めのない事項については、本業務規程の各条項と抵触しない限りにおいて、HORSMART 利用規約の各条項を本イベントに準用する。HORSMART 利用規約を準用する場合、準用する各条項の性質に従い、「株式会社 EQUINVEST」を「主催者および株式会社 EQUINVEST」と読み替えて準用する。

第4条（参加方法）

- 1 本イベントおよび本オークションは、HORSMART におけるインターネットオークションとして開催し、利用者は、本業務規程に定める方法のみによって参加することができる。
- 2 利用者は、本イベントおよび本オークションに参加するための電子端末、通信回線を自己の責任と費用負担により用意して本オークションに参加する。

第5条（本オークションの中断）

主催者は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該事由の解消まで本オークションを中断することができる。

- (1) HORSMART オークションまたは本オークションに関する通信回線またはシステムの障害の発生またはそのおそれ
- (2) HORSMART オークションまたは本オークションに関する通信回線またはシステムに対する不正アクセス行為またはそのおそれ

- (3) 出品者または出品馬に関する情報の誤りまたは事実との不一致の判明またはその可能性
- (4) 出品者による出品料または出品代行手数料の不払い
- (5) 出品馬の傷病、事故、盗難または逃亡
- (6) 利用者の間における紛争の発生
- (7) 出品者における出品者の資格の喪失
- (8) 相当な期間の出品者との連絡不通
- (9) 前各号のほか本オークションの中断が適当であると主催者が判断した事由

第6条（本オークションの中止）

- 1 主催者は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、本オークションを中止することができる。
 - (1) 前条各号に定める事由の解消が困難となったこと
 - (2) 出品馬の死亡または回復困難な傷病
 - (3) 出品の無効
 - (4) 前各号のほか本オークションの継続が困難であると主催者が判断する事由
- 2 本オークションが中止となった場合、本オークションは終了とし、それまでになされた出品および入札は無効とする。ただし、主催者は、出品者および入札者と協議し、中止の状況に応じて、出品および入札を有効とすることができる。

第7条（利用者の禁止行為等）

利用者は、本イベントおよび本オークションに参加するにあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本業務規程、HORSMART 利用規約または法令に違反する行為
- (2) 反社会的勢力への該当または反社会的勢力との関与
- (3) 利用者の情報について虚偽の登録または申告
- (4) 主催者、他の利用者または第三者に対する身体、生命、財産または名誉その他の権利利益の侵害行為
- (5) 本イベントまたは本オークションに対する不正アクセス行為
- (6) 本イベントまたは本オークションの運営に対する妨害行為
- (7) 本オークションにおける落札金額の操作を目的とする行為
- (8) 出品者について出品馬に関する虚偽の登録または申告
- (9) 出品者について販売意思のない出品行為
- (10) 出品者について本オークションの出品後に本オークション以外の方法により出品馬を販売する行為
- (11) 出品者について出品馬の売買代金を落札者から直接受領する行為

- (12) 出品者について正当な理由なく出品馬の引渡を遅滞または拒む行為
- (13) 入札者について購入意思のない入札行為
- (14) 入札者について本オークションと関係のない事項または同一事項について執拗に問い合わせを繰り返す行為
- (15) 落札者について正当な理由なく出品馬の売買代金の支払いを遅滞または拒む行為
- (16) 落札者について出品馬の買主たる地位を第三者に譲渡する行為
- (17) 前各号の行為を援助または助長する行為
- (18) 前各号に準じる行為

第8条（参加資格の取消等）

利用者が前条に違反した場合または違反したおそれがある場合、主催者および株式会社 EQUINVEST は、催告なく、当該利用者について本オークションを含む HORS MART において現在または将来開催されるすべてのオークションに参加する資格を取り消し、以後、本イベントおよび本オークションへの参加を拒絶するとともに、当該利用者が本イベントまたは本オークションに関してすでになした行為の全部または一部の効力を否認することができる。

第9条（免責）

主催者および株式会社 EQUINVEST は、本オークションに関し、以下の各号の事由のいずれかにより利用者に生じた損害の賠償責任その他の利用者に対する責任を負わない。ただし、主催者および株式会社 EQUINVEST に故意または重大な過失がある場合はこの限りではない。

- (1) 本イベントまたは本オークションに関する通信回線またはシステムの障害の発生または処理の遅延
- (2) 本イベントまたは本オークションに関する通信回線またはシステムに対する不正アクセス行為
- (3) 出品馬に関する情報の誤りまたは事実との不一致
- (4) 出品馬の疾病、事故、死亡、逃亡または盗難その他これらに準じる事由の発生
- (5) 出品者および入札者または落札者との間における紛争
- (6) 利用者による登録情報の誤りまたは事実との不一致
- (7) 利用者による誤操作または誤解による操作
- (8) 第5条（本オークションの中断）による本オークションの中断
- (9) 第6条（本オークションの中止）による本オークションの中止
- (10) 第7条（利用者の禁止行為等）による利用者の禁止行為
- (11) 出品または入札の無効
- (12) 前各号に準じる事由

第2章 出品

第10条（出品者の資格）

出品者は、本オークションの実施期間中、以下の各号に定めるすべての条件を備えるものとする。

- (1) HORSMART において会員登録をしていること
- (2) 個人の場合、生存し、かつ行為能力に制限のないこと
- (3) 法人または団体の場合、実在し、設立または清算の途中でではないこと
- (4) 出品馬を本オークションにおいて販売する権原を有していること
- (5) 第7条（利用者の禁止行為等）により本オークションへの参加資格が取り消されていないこと

第11条（出品方法）

- 1 出品者は、HORSMART 出品用ウェブサイトにおいて出品者および出品馬その他出品に関する主催者が指定する事項を入力し、主催者の事前の審査および承諾を得たうえで出品する。
- 2 出品者は、第2条（開催要領）に定める出品代行手数料を支払うことにより、前項の出品手続のうち第2条（開催要領）に定める事務を主催者または運営者に委託することができる。

第12条（出品の撤回）

- 1 出品者は、出品馬公開期間の開始日の前日午後6時まで、主催者に通知して、出品を撤回することができる。
- 2 出品者は、出品馬公開期間の開始日から入札期間（入札日）の前日午後6時まで、出品馬の傷病、盗難その他やむを得ない事由がある場合に限り、主催者の承諾を得て、出品を撤回することができる。ただし、獣医師による診断書、警察に受理された被害届その他主催者が求める資料を提出しなければならない。
- 3 出品者は、入札期間の開始日以後、出品を撤回することができない。

第13条（出品の無効）

出品に関して以下の各号のいずれかに該当する場合と主催者が判断した場合、その時点における入札の有無にかかわらず、主催者は当該出品を無効とすることができる。

- (1) 出品者の資格の喪失または確認困難
- (2) 出品馬の生存または実在の確認困難
- (3) 出品者との相当な期間の連絡不通

第14条（出品に関する情報）

- 1 出品者は、主催者が指示に従って、出品者および出品馬その他出品に関する情報を、本イベントに登録し、本オークションにおいて表示する。
- 2 出品者は、本オークションにおいて表示した出品者および出品馬その他出品に関する情報が正確であること、本オークションにおいて入札の判断に影響しうる重要な情報についてすべて表示していることを表明し、保証する。
- 3 本オークションの実施期間中、出品者および出品馬その他出品に関する情報に変更があった場合、または本オークションにおいて入札の判断に影響しうる重要な情報が発生した場合、出品者は直ちに主催者にその旨を報告し、主催者の確認を経たうえで、本オークションの利用者に対してその旨を告知する。

第15条（出品馬の飼養保管）

出品者は、出品馬の出品から落札および引渡予定日までの間、善良な管理者の注意義務をもって出品馬を飼養保管する。

第16条（問い合わせ等に対する対応）

出品者は、出品馬の出品から落札までの間、入札しようとする者、入札者および落札者による出品馬の特徴および状態に関する問い合わせおよび現地確認の要望等に対して誠実に対応する。

第3章 入札

第17条（入札者の資格）

入札者は、本オークションの実施期間中、以下の各号に定めるすべての条件を備えるものとする。

- (1) HORSMART において会員登録をしていること
- (2) 本イベントにおいて入札者登録をしていること
- (3) 出品者以外の者であること。ただし、本オークションにおいて希望落札金額が設定された場合を除く。
- (4) 個人の場合、生存し、かつ行為能力に制限のないこと
- (5) 法人または団体の場合、実在し、設立または清算の途中でではないこと
- (6) 出品馬を本オークションにおいて購入する権原を有していること
- (7) 第7条（利用者の禁止行為等）により本オークションへの参加資格が取り消されていないこと

第18条（入札の方法）

- 1 入札しようとする者は、HORSMART 入札者登録用ウェブサイトにおいて主催者が指定する事項を入力し、主催者の事前の審査を受けて、入札者登録を行うものとする。主

催者から入札者登録完了の通知がない限り、入札者として本オークションに参加できないものとする。

- 2 入札者は、HORSMART に設置された本オークションに関する入札用ウェブサイトにおいて入札金額その他主催者が指定する情報を入力し、入札用ウェブサイトにおいて設置された入札ボタンをクリックして入札の意思表示をする方法により入札する。
- 3 入札者において用意した端末および通信回線の処理速度、通信速度または通信の遅延等にかかわらず、HORSMART のシステムに入札の信号が到達した時点をもって入札とする。

第19条（入札の撤回）

入札者は、出品者および主催者の承諾なくして入札を撤回することができない。

第20条（入札の無効）

入札に関して以下の各号のいずれかに該当すると主催者が判断した場合、主催者は当該入札を無効とすることができる。

- (1) 入札者の資格の喪失または確認困難
- (2) 入札者との連絡不通
- (3) 入札に係る出品馬の出品が無効となったこと

第21条（出品馬の確認）

- 1 入札しようとする者または入札者は、自らの責任と費用負担において、出品者への問い合わせまたは出品者が飼養保管する出品馬を現地確認する等の方法により出品馬の特徴および状態の確認を行う。
- 2 入札しようとする者または入札者は、現地確認期間に限り、出品者に事前に連絡することにより、出品馬を現地確認することができる。

第4章 落札

第22条（落札条件）

- 1 本オークションの入札期間中になされた有効な入札のうち、最も高額な入札金額による入札をもって落札とする。ただし、第2条（開催要領）によって許される場合、出品者は次項以下に定める落札条件を設定することができる。
- 2 出品者が入札開始価格を設定した場合、入札開始価格は入札者および入札しようとする者に表示されるものとし、入札は入札開始価格以上の金額から開始されるものとする。
- 3 出品者が最低落札価格を設定した場合、最低落札価格は入札者および入札しようとする者には表示されないものとし、本オークションの実施期間中になされた最も高額な

入札金額による入札の入札金額が最低落札価格を超えない場合、落札はないものとする。

- 4 出品者が販売希望価格を設定した場合、出品者は販売希望価格を上回る入札金額による入札があるまで自ら入札することができる。販売希望価格を上回る入札金額による入札があった以後は、出品者は自ら入札できないものとする。
- 5 出品者が即時落札価格を設定した場合、即時落札価格を上回る入札金額による入札をもって落札とし、当該入札がなされた時点において本オークションは終了する。

第23条（落札条件の変更）

- 1 出品者は、以下の各号のすべての条件を満たす場合に限り、落札条件を変更することができる。
 - (1) 出品馬の落札がなされていないこと
 - (2) 落札条件の変更について事前に主催者の承諾を得ること
 - (3) 落札条件の変更時点において入札がある場合、当該入札をした入札者の承諾を得ること
- 2 出品者は、落札条件の変更を行う場合、主催者の指定する方法により、HORSMARTにおいて落札条件の変更について利用者に告知を行う。

第5章 売買契約

第24条（売買契約の成立）

落札の時点において、出品者と落札者との間における出品馬を目的とする売買契約が成立するものとする。

第25条（売買契約の条件）

出品者と落札者の間における出品馬を目的とする売買契約の条件は、主催者が別途定める「HORSMART オークション売買契約条件」によるものとする。本オークションの利用者は、あらかじめ「HORSMART オークション売買契約条件」の内容を理解し、同意したうえで本オークションに参加する。

第26条（売買代金の代理受領）

- 1 出品者は、株式会社 EQUINVEST に対し、出品馬の売買代金について代理受領権を付与する。
- 2 株式会社 EQUINVEST は、落札者による出品馬の売買代金の支払いおよび出品者による出品馬の引渡し完了を確認した翌日から 7 営業日以内に、出品者に対し、出品馬の売買代金から未払の出品料および出品代行手数料、販売手数料および振込手数料を控除した金額を、出品者があらかじめ指定した金融機関の口座に振り込む方法によって、

代理受領した売買代金を引き渡す。

第6章 利用料金等

第27条（出品料）

- 1 出品者は、主催者に対し、第2条（開催要領）に定める出品料を本オークションにおける出品料として支払う。出品料は、出品が撤回もしくは無効とされた場合または出品馬が落札されなかった場合といえどもこれを返金しない。
- 2 前項の出品料は、本オークションの実施期間の開始日の前日までに、主催者の指定する金融機関の口座に振り込む方法によって支払う。振込手数料は出品者の負担とする。
- 3 出品者が前項の支払いを怠った場合、主催者は、代理受領した出品馬の売買代金からこれを徴収することができる。

第28条（出品代行手数料）

- 1 出品者が第11条第2項により主催者または運営者に出品手続の代行を委託する場合、出品者は、主催者に対し、第2条（開催要領）に定める出品代行手数料を支払う。出品代行手数料は、出品が撤回もしくは無効とされた場合または出品馬が落札されなかった場合といえどもこれを返金しない。
- 2 前項の出品代行手数料は、本オークションの実施期間の開始日の前日までに、主催者の指定する金融機関の口座に振り込む方法によって支払う。振込手数料は出品者の負担とする。
- 3 出品者が前項の支払いを怠った場合、主催者は、代理受領した出品馬の売買代金からこれを徴収することができる。

第29条（販売手数料）

- 1 出品馬が落札された場合、出品者は、主催者に対し、第2条（開催要領）に定める販売手数料を支払う。
- 2 前項の販売手数料は、主催者が代理受領した出品馬の売買代金からこれを徴収する方法により支払う。
- 3 主催者が代理受領した出品馬の売買代金が販売手数料に不足する場合、主催者は、出品者に対し、不足額を請求することができる。出品者は主催者による請求を受けた後直ちに不足額を主催者の指定する金融機関の口座に振り込む方法によって支払う。振込手数料は出品者の負担とする。

第7章 その他

第30条（本業務規程の変更）

- 1 主催者および株式会社 EQUINVEST は、次の各号に定める場合、本業務規程を変更す

る旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を HORS MART における表示その他適切な方法により周知することにより、本業務規程を変更できる。

- (1) 本業務規程の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本業務規程の変更が、本業務規程を定める目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性およびその内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

- 2 前項による本業務規程の変更後も利用者が本イベントまたは本オークションへの参加を継続した場合、変更後の本業務規程の各条項について同意があったものとみなし、本業務規程の変更の効力発生時期から変更後の本業務規程が適用される。

附則

施行日 2021 年 2 月 13 日